

宮古島市焼却施設運転管理業務委託

仕 様 書

令和 7 年 1 月

宮 古 島 市

目 次

第 1 総則	1
1 計画概要	1
2 一般事項	4
3 運転業務条件	11
第 2 運転管理体制	13
1 全体組織計画	13
2 業務実施体制	14
3 労働安全衛生・作業環境管理	14
4 防火管理	15
5 連絡体制	15
6 施設警備・防犯体制	15
7 見学者対応	15
8 住民対応	15
9 帳票類の管理	16
10 地元貢献	16
第 3 運転業務	17
1 運転管理	17
2 運転準備期間中の対応	17
3 運転条件	17
4 搬入物の性状分析への協力	18
5 搬入物異物検査	18
6 プラットホーム内の管理及び施設内誘導	18
7 適正処理	18
8 適正運転	19
9 飛灰固化物、処理残渣、処理不適物の委託者の指定する場所までの運搬	19
10 搬出物の性状分析への協力	19
11 受電	19
12 運転管理体制の整備	19
13 運転計画の作成	20
14 運転管理マニュアルの作成	20
15 運転管理記録の作成及び報告	20
16 職員への指導・教育	20
17 余熱利用	20
18 予備品、消耗品等の管理	20
19 用役・備品の管理	21
20 門扉の開閉操作	21

2 受託者の費用負担	21
--------------	----

第4 点検整備業務	22
------------------	-----------

1 本件施設の機能維持	22
2 日常点検実施計画の作成	22
3 日常点検の実施	22
4 修繕等	22
5 清掃	23
6 改良保全	23

第5 環境管理業務	24
------------------	-----------

1 環境保全基準の設定	24
2 環境保全計画の作成・実施	24

第6 労働安全衛生管理業務	25
----------------------	-----------

1 労働安全衛生の確保	25
2 作業環境管理基準の設定	25
3 ダイオキシン類ばく露防止安全作業基準の設定	25
4 作業環境管理計画の作成・実施	25

第7 情報管理業務	26
------------------	-----------

1 運転記録報告	26
2 点検・検査結果報告	26
3 環境管理結果報告	26
4 作業環境管理報告	26
5 施設情報管理	26
6 労務・労災管理	27
7 その他管理記録報告	27

第8 防災管理業務	28
------------------	-----------

1 二次災害の防止	28
2 緊急対応マニュアルの作成	28
3 自主防災組織の整備	28
4 防災訓練の実施	28
5 事故報告書の作成	28
6 住民説明に対する支援	28

第9 その他関連業務	29
-------------------	-----------

1 保険	29
------	----

第Ⅰ 総則

「宮古島市焼却施設運転管理業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）は、宮古島市（以下「委託者」という。）が「宮古島市焼却施設運転管理業務委託」（以下「本業務」という。）を実施する事業者（以下「受託者」という。）に対して要求水準を示すものである。

Ⅰ 計画概要

（１）業務目的

本業務は、委託者が管理する本件施設に関し、基本性能を発揮させ、安全性、安定性を確保しつつ、効率的に運転管理するものとする。

（２）委託業務名

宮古島市焼却施設運転管理業務委託

（３）委託業務場所

宮古島市字平良字西仲宗根地内

（４）施設等の概要

宮古島市ごみ処理施設			
施設面積	①敷地面積：		26,300 m ²
	②建築面積等		建築面積 延床面積
	ごみ焼却施設	2,520 m ²	4,428 m ²
	リサイクルセンター（工場棟）	2,512 m ²	4,357 m ²
	リサイクルセンター（ﾌﾟﾗｻﾞ 棟）	853 m ²	1,673 m ²
	管理棟	583 m ²	1,104 m ²
	計量棟	104 m ²	132 m ²
	車庫棟	150 m ²	150 m ²
	洗車棟	120 m ²	120 m ²
	ストックヤード棟	200 m ²	200 m ²
ごみ焼却施設		①処理能力：	63 トン／日(31.5 トン／日×2 炉)
		②処理方式：	ストーカ式焼却炉
		③竣工：	平成 27 年 3 月
		④供用開始：	平成 28 年 4 月
		⑤建設請負業者：	(株)川崎技研・(株)佐平建設 JV・共和産業(株)
		⑥付帯設備等	計量棟、洗車棟、車庫棟
リサイ クルセ ンター	工場 棟	①処理能力：	11 トン／5 時間
		②竣工：	平成 30 年 12 月
		③供用開始：	平成 30 年 12 月

	プラザ棟	①施設機能等： ②竣工： ③供用開始：	環境啓発設備（再生室・展示室・多目的室等） 平成31年12月 令和2年4月
	ストックヤード棟	①施設機能等： ②竣工： ③供用開始：	資源ごみ類の一時貯留 平成30年12月 平成31年1月
管理棟		電気設備、空調設備、昇降機設備、上水道設備、排水設備	
関連設備		門扉・囲障、植栽、構内道路、駐車場、余熱利用施設	

（５）本業務の対象施設（本件施設）

施設		設備
ごみ焼却施設		建物
		建築設備
		機械設備
		受電設備 ・ 沖縄電力との責任分界点からごみ焼却施設受電設備までの電気設備 ・ ごみ焼却施設の高圧配電盤からリサイクル施設の高圧受電盤までの電気設備
		電気設備、空調設備、昇降機設備
		上水道設備
		排水設備
	付帯設備等	車庫棟
		洗車棟
		取水設備一式及び導水管
		太陽光発電設備
		ごみ焼却施設とリサイクル施設、管理棟との連絡通路
関連設備		門扉（北側：計量棟側）

（６）業務期間

- ・ 運転準備期間 契約締結日の翌日～契約締結年の3月31日
- ・ 運 転 期 間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

運転準備期間とは、受託者の運転員等が本件施設の運転等についての教育・指導を受けるのに要する期間である。運転準備期間中、受託者は既存運転事業者が配置する運転指導員の指導（30日以内）を受ける（指導を受ける期間を「運転指導期間」という）。

尚、準備期間の費用に関しては、受託者側の負担とする。

(7) 業務内容

本業務における受託者の業務範囲は、ごみ焼却施設（付帯設備等を含む）の運転業務、点検整備業務、環境管理業務、労働安全衛生管理業務、情報管理業務、防災管理業務、既存施設運転業務、その他関連業務とする。業務範囲及び業務内容を次表に示す。

表 業務範囲、業務内容

業務範囲	業務内容
運転管理業務	① 搬入物の性状分析への協力 ② 搬入物異物検査 ③ プラットホーム内の管理及び施設内誘導 ④ 適正処理 ⑤ 適正運転 ⑥ 飛灰固化物、処理不適物、及び処理残渣の委託者の指定する場所までの運搬 ⑦ 搬出物の性状分析への協力 ⑧ 受電 ⑨ 運転管理体制の整備 ⑩ 運転計画の作成 ⑪ 運転管理マニュアルの作成 ⑫ 運転管理記録の作成及び報告 ⑬ 職員への指導・教育 ⑭ 余熱利用 ⑮ 予備品、消耗品の管理 ⑯ 用役・備品の管理 ⑰ 門扉の開閉操作
点検整備業務 ※	① 施設の機能維持 ② 日常点検実施計画の作成 ③ 日常点検の実施 ④ 修繕 ⑤ 清掃 ⑥ 保全改良 ・法定点検及び年次点検は委託者が行う。（ただし消防設備年次点検を除く）受託者はその法定点検及び年次点検に協力するとともに、法定点検及び年次点検の内容及び実施状況の確認を行う。 ・日常点検には、日次、週次、月次等の点検業務を含む。
環境管理業務	① 環境保全基準の設定 ② 環境保全計画の作成・実施

業務範囲	業務内容
労働安全衛生 管理業務	① 労働安全衛生の確保 ② 作業環境管理基準の設定 ③ 作業環境管理計画の作成・実施
情報管理業務	報告書の作成と管理（運転記録報告、点検・検査結果報告、環境管理結果報告、作業環境管理結果報告、施設情報管理、労務・労災管理等）
防災管理業務	① 二次災害の防止 ② 緊急対応マニュアルの作成 ③ 自主防災組織の整備 ④ 防災訓練の実施 ⑤ 事故報告書の作成 ⑥ 住民説明に対する支援
その他関連業務	保険の付保

※ 日常点検業務の対象には、事務室用端末設備及び説明用調度品を含む。

（８）運転教育計画の作成

受託者は、本件施設の運転に関して委託者と協議の上、本件施設の建設請負業者が作成した教育指導計画及び既存運転事業者が作成した運転マニュアルに基づき、運転教育計画を作成しなければならない。また、受託者は、作成した運転教育計画をもとに、運転準備期間中に必要な運転教育を運転員等に受けさせなければならない。受託者は教育内容ごとの受講者名を記録し保管すること。なお、業務期間中に運転員等の変更があった場合も同様とする。

２ 一般事項

（１）基本方針

本業務の運転管理に当たって、受託者は、本件施設が委託者の循環型社会形成の中核であることを十分自覚し、模範的な運営に配慮することとし、以下の基本方針を遵守すること。

ア ごみの適正処理

受託者は、宮古島市域より発生するごみを常に滞ることなく適正に処理できるよう配慮すること。

- ・安全運転の確保
- ・安定運転の確保

イ 環境配慮

地球環境、地域環境などに対する環境負荷の低減に十分配慮すること。

- ・ 公害防止関係法令等の遵守
- ・ 省エネルギー・省資源の推進
- ・ リサイクルの積極的な推進

ウ 地域住民に安心感を与える施設

受託者は、地域住民に安心感を与え、循環型社会の基盤を担う施設として、地域住民から期待される施設となるよう、常日頃から本件施設の安全性を確保すること。

- ・ 本件施設の安全性の確保
- ・ 適正な保安全管理
- ・ 定期的な点検・補修の実施に積極的に協力すること。

エ 災害時の安全への配慮

受託者は、通常時において安全性を確保するだけでなく、本件施設での事故発生時における周辺地域への影響を抑制するよう努め、また災害時においても地域の防災拠点として迅速な対応が行えるよう安全に配慮すること。

- ・ 災害時の二次災害の防止
- ・ 災害ごみの適正処理への積極対応

オ 経済性への配慮

受託者は、本件施設の運転管理を行うに当たり、効率的かつ安定的な業務運営が行えるよう次の点に十分配慮すること。

- ・ 長期的視野に立った業務運営の確立
- ・ 運営組織の効率的な運用

カ 有価物等の扱いについて

本件施設の運転管理に伴い発生する有価物の売却益等は、委託者の所有とする。

キ 用役費の負担について

業務期間において、本件施設の運転管理に必要な燃料・薬剤等は、委託者が調達・負担する。また、電気・水道等光熱水費についても委託者の負担とする。

ク 施設の適正使用について

業務期間において、本件施設内の適正使用に努めるとともに、本業務の対象施設及びその周辺は常に清掃し、清潔に保つこと。

(2) 仕様書の遵守

受託者は、本仕様書に記載された要件について、業務期間中遵守すること。

（３）関係法令等の遵守

受託者は業務期間中、「労働安全衛生法」等の労働関係法令を遵守することはもちろんのこと、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、宮古島市条例及び規則等をはじめとする関係各法令を遵守しなければならない。

（４）環境影響評価書の内容遵守

受託者は、業務期間中、「宮古島市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」の内容を遵守すること。また、委託者が実施する事後評価により、環境に影響が見られた場合は、委託者と協議の上対策を講じること。

（５）官庁等の指導等の遵守

受託者は業務期間中、官庁等の指導等に従うこと。

（６）公害防止協定書等の遵守

受託者は、委託者が地域団体と締結した「公害防止協定書」及び本仕様書に定めた自主規制値等を遵守し、環境に配慮すること。

（７）官庁等への申請

受託者は、委託者が行う運転管理に係る官庁等への申請等に全面的に協力し、委託者の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。なお、運転管理に係る申請等に関しては、受託者の責任と負担により行うこと。

（８）委託者及び官庁等への報告

受託者は、本件施設の運転管理に関して、委託者及び官庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については委託者の指示に基づき対応すること。

（９）委託者への報告・協力

受託者は、本件施設の運転管理に関して、委託者が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出すること。

（１０）周辺での業務等への協力

受託者は、構内及び周辺で委託者及び関係団体が行う事業等に対し、委託者の要請に基づき協力すること。

（１１）委託者の検査

受託者は、委託者が受託者の運転や設備の点検等を含む運転管理全般に対する立ち入り検査を行う時は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

(12) マニュアル及び計画書の作成

受託者は、本業務遂行において作成するよう定められている各業務のマニュアル又は計画書は、委託者との協議により作成すること。なお、委託者との協議を要しない軽微なものは、作成後速やかに委託者の承諾を得ること。

(13) 基本性能

本仕様書に示す基本性能とは、各種設備を統合化した施設としての機能であり、完成図書において保証される内容である。ここで、完成図書とは、建設工事において、ごみ焼却施設の設計及び引渡性能試験成績等を最終的に取りまとめた図書をいう。

(14) 委託者の行う分析等への協力

受託者は、委託者が行う処理対象ごみ、搬出物、排出ガス等の分析への協力を行うこと。

(15) 処理対象ごみ・搬出物

本業務における処理対象ごみ及び搬出物は以下のとおりである。

なお、可燃ごみの内容を参考として添付資料に示す。

処理対象ごみと搬出物

項目	内容
処理対象ごみ	可燃ごみ、し渣、破碎残渣※
搬出物	飛灰固化物、処理残渣、処理不適物

※リサイクル工場棟等において、粗大ごみ等を破碎処理した後に出る可燃物（焼却対象物）を指す。

(16) ごみ焼却施設の運転条件及び公害防止基準

ア 処理基準

- ① 燃焼室出口温度 850℃以上
- ② 上記燃焼温度でのガス滞留時間 2 秒以上
- ③ 集じん器入口排ガス温度 195℃以下
- ④ 煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度
30ppm 以下（O₂ 12%換算値の4時間平均値）

イ 排出ガス基準

- ① ばいじん濃度 0.01 g/Nm³ 以下（O₂ 12%換算）
- ② 硫黄酸化物濃度 50 ppm 以下（O₂ 12%換算）
- ③ 塩化水素濃度 50 ppm 以下（O₂ 12%換算）
- ④ 窒素酸化物濃度 50 ppm 以下（O₂ 12%換算）
- ⑤ 一酸化炭素濃度 30 ppm 以下（O₂ 12%換算）

⑥ ダイオキシン類排出濃度 0.1 ng-TEQ/Nm³ 以下 (O₂ 12%換算)
また、運転管理における要監視基準及び停止基準を次表に示す。

要監視基準及び停止基準 (案)

物質		要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法
ばいじん	g/m ³ N	0.008	1 時間平均値が基準値を超過した場合、本施設の監視を強化し改善策の検討を開始する。	0.01	1 時間平均値が左記の基準値を超過した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
塩化水素	ppm	40		50	
硫黄酸化物	ppm	40		50	
窒素酸化物	ppm	40		50	
一酸化炭素	ppm	80 (瞬時値)	瞬間値のピークを極力発生させないように留意する。	30	4 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
ダイオキシン類	ng-TEQ/ m ³ N	—	—	0.1	定期バッチ計測データが左記の基準を逸脱した場合、直ちに追加計測を実施する。この 2 回の測定結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。

ウ 排水基準

場内循環利用のための再利用水の水質基準は次の基準値以下とすること。

項 目	単位	基準値	備 考
浮遊物質	mg/ l	10	
生物化学的酸素要求量	mg/ l	20	
化学的酸素要求量	mg/ l	50	
ダイオキシン類	pg-TEQ/Nm ³	10	

エ 騒音基準値

定格負荷時に敷地境界線上にて次の基準値以下とすること。

朝（６：００～８：００）	55	デシベル
夕（１９：００～２２：００）	55	デシベル
昼間（８：００～１９：００）	60	デシベル
夜間（２２：００～６：００）	50	デシベル

オ 振動基準値

定格負荷時に敷地境界線上にて次の基準値以下とすること。

昼間（８：００～１９：００）	60	デシベル
夜間（１９：００～８：００）	55	デシベル

カ 悪臭基準値

定格負荷時に敷地境界線上において、臭気強度 2.5 以下（臭気指数 10 以下）とし、物質別の臭気濃度は次の基準値以下とすること。

アンモニア	1	ppm
メチルメルカプタン	0.002	ppm
硫化水素	0.02	ppm
硫化メチル	0.01	ppm
二硫化メチル	0.009	ppm
トリメチルアミン	0.005	ppm
アセトアルデヒド	0.05	ppm
プロピオンアルデヒド	0.05	ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ppm
イソブチルアルデヒド	0.02	ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	ppm
イソバレルアルデヒド	0.003	ppm
イソブタノール	0.9	ppm
酢酸エチル	3	ppm
メチルイソブチルケトン	1	ppm
トルエン	10	ppm
スチレン	0.4	ppm
キシレン	1	ppm
プロピオン酸	0.03	ppm
ノルマル酪酸	0.001	ppm
ノルマル吉草酸	0.0009	ppm
イソ吉草酸	0.001	ppm

キ ダイオキシン類対策特別措置による基準値

項 目	単位
焼却灰、ばいじん	3ng-TEQ/g 以下
排 水	10pg-TEQ/l 以下

(17) 用役条件

ア 電気

受電電圧：6.6kV

イ 用水

プラント用水：地下水、上水

生活用水：上水

ウ 燃料

灯油

エ 排水

プラント排水、洗車排水等の雑排水は、排水処理設備で処理後、場内循環利用とするクローズドシステムとし、無放流とする。生活排水は下水道に放流する。

オ 雨水

本件施設の屋根雨水は、前処理を行い雨水処理水槽で貯留後、プラント用水受水槽に送水する。

カ 余熱利用

排ガスの廃熱を空気予熱器で熱回収し、燃烧用空気の加温及び場内給湯として余熱利用する。

(18) 車両

飛灰固化物、処理残渣、処理不適物等の運搬に必要な車両（4t 積トラック）は受託者が用意すること。（運転準備期間は除く。）

なお、受託者はこれらの車両に係る整備・管理等を自らの責任及び費用にて行うこと。

(19) 緊急事態への対応、災害発生時等の協力

ア 受託者は、災害、機器の故障、停電その他緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び本件施設に与える影響を最小限に抑えるように本件施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努める。

- イ 受託者は、緊急時における人身の安全確保、本件施設の安全停止、本件施設の復旧、委託者への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、委託者の承諾を受けるものとする。緊急時にはマニュアルに従って適切な対応を行うものとする。なお、受託者は、作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。
- ウ 受託者は、台風・大雨等の警報発令時や、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察・消防・病院・委託者等への連絡体制を整備し、その内容を委託者に報告する。なお、防災組織又は連絡体制が変更された場合は、速やかにその内容を委託者に報告すること。
- エ 受託者は、緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、法令に基づき定期的に防災訓練等を行わなければならない。また、防災訓練の開催については、事前に委託者に連絡し、委託者の参加について協議するものとする。
- オ 受託者は、本件施設において事故が発生した場合は、事故の発生状況及び事故時の運転記録等を直ちに委託者に報告するとともに、関係各所と相互に連携し、速やかに事故の原因究明を行い、再発防止のための対応策等を記載した事故報告書を作成し、委託者に提出すること。
- カ 受託者は、震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物等が発生した場合等でかかる廃棄物等の処理を委託者が行う際には、その処理・処分に協力すること。

3 運転業務条件

(1) 運転業務

運転業務は、以下に基づいて行うこと。

- ア 仕様書
- イ 委託契約書（案）
- ウ 業務提案書
- エ 質疑回答書
- オ その他委託者の指示するもの

(2) 提出書類の変更

受託者より提出された書類等において、業務期間中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合には、受託者の責任において本仕様書を充足するよう変更を行うこと。

(3) 仕様書記載事項

- ア 記載事項の補足等

本仕様書で記載された事項は、本業務における基本的部分について定めたものであり、これを上回って運転管理することを妨げるものではない。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、施設を運転管理するために当然必要と思われるものについては、全て受託者の責任において補足・完備させること。

(4) 契約金額の変更

上記(2)及び(3)の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

(5) 業務終了時の引渡条件

受託者は、本業務期間終了時において以下の条件を満たし、本件施設及び業務を委託者へ引き渡すこと。

ア 委託者が本仕様書に記載の業務を実施するにあたり、継続して本件施設を使用することに支障のない状態であること。

イ 委託者が本仕様書に記載の業務を実施するにあたり、委託者が指示する内容の業務の引継ぎを行うこと。

ウ 建物等の主要構造部、内外の仕上げ及び設備機器等に大きな損傷がなく良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

エ 受託者は、委託者が実施する精密機能検査に協力すること。

オ 受託者は委託者の要請に基づき、本件施設の運転管理を継承する受託者(以下「後任受託者」という。)への適正な運転教育を行うこと。

この他、本業務期間終了時の本件施設の引継ぎにおける詳細条件は、委託者と受託者の協議によるものとする。

第2 運転管理体制

1 全体組織計画

受託者は、本業務にかかる組織として、以下により適切な組織構成を計画すること。
有資格者の配置については、協議により詳細を決定する。

- (1) 受託者は、現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)の資格を有する者で、廃棄物を対象としたごみ焼却施設(准連続炉または全連続炉50t/日以上(1炉25t/日以上)、経験年数2年以上)の運転管理実績を有し、業務責任者又は副責任者として経験を2年以上有する技術者を配置すること。
- (2) 受託者は、電気工作物及び危険物取扱い作業に関する資格を有する者を配置すること。
- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり必要な下記の有資格者を配置すること(有資格者一覧表)。
- (4) 受託者は、有資格者の配置を確実に行うと共に、作業従事者のレベルアップを図るため、計画的な有資格者の育成・確保に努めること。

有資格者一覧表

資格・技能	人員(人)	備考
廃棄物処理施設技術管理者	1	
第2種電気工事士	1	
危険物取扱主任者(乙種第4類)	1	
クレーン特別教育修了者	2	最低各班に1人以上
特定化学物質等作業主任者	1	作業従事者または運転員の中に有資格者が必要
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	1	
フォークリフト運転技能講習者	1	
ダイオキシン類特別教育修了者	1	
アーク溶接等の業務に係わる特別教育修了者	1	
ガス溶接技術技能講習修了者	1	
その他本件施設の運転のために必要な資格を有する者		

なお、本件施設の運転管理においては、受託者は下記の項目について留意し、自らの職員を直接管理指導すること。

- ・労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他管理。
- ・労働者の労働時間等に関する指示その他の管理。
- ・施設における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理。
- ・業務の処理に必要な資金を全て受託者自らの責任において調達、かつ、支弁。

- ・業務の処理について、民法・商法その他の法律に規定された、事業主としての全ての責任。

2 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務にかかる業務実施体制を計画すること。

※この表における人員数は参考であり、受託者は仕様書で示す要求水準を満たすために必要な業務実施体制とすること。また焼却施設運転に必要な技術系職員を対象としており、清掃員等は除くものとする。

名 称	人 員	業務内容
業務責任者	1 名	業務全般の管理及び委託者との業務調整等
副責任者	1 名	業務責任者の補佐
運転班長	2 名	施設の運転監視業務
運転員	6 名	
整備班長	1 名	設備保全のための点検整備、修繕業務及び運転監視業務の補佐
整備員	4 名	
プラットホーム班長	1 名	プラットホーム内の管理、残渣等の運搬業務
プラットホーム員	2 名	
合 計	18 名	

- (2) 受託者は、業務実施にあたり、運転員及び整備員は定期的に配置替え等を行い、運転班及び整備班の全員が運転操作及び整備作業が行えるようにすること。

3 労働安全衛生・作業環境管理

受託者は、本業務にかかる労働安全衛生・作業環境管理として、以下により計画すること。

- (1) 受託者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等を整備し、労働安全衛生の確保に努めること。
- (2) 受託者は、整備した安全衛生管理体制について委託者に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに委託者に報告すること。
- (3) 受託者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。
また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (4) 受託者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (5) 受託者は、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等を整備すること。整備した体制について委託者に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (6) 受託者は、日常点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、委託者と協議の上、改善を行うこと。

- (7) 受託者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施すること。
- (8) 受託者は、従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (9) 受託者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練方法等について事前に委託者に連絡し、委託者の参加について協議すること。
- (10) 受託者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本件施設の作業環境を常に良好に保つこと。

4 防火管理

受託者は、消防法等関係法令に基づき、本件施設の防火上必要な管理者、組織等を整備すること。

- (1) 受託者は、整備した防火管理体制について委託者に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに委託者に報告すること。
- (2) 受託者は、日常点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、委託者と協議の上、本件施設の改善を行うこと。
- (3) 受託者は、特にごみ焼却施設のごみピットについては、入念な防火管理を行うこと。

5 連絡体制

受託者は、平常時及び緊急時の委託者等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに委託者に報告すること。

6 施設警備・防犯体制

受託者は、本件施設の警備体制を整備すること。

- (1) 受託者は、整備した施設警備・防犯体制について委託者に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに委託者に報告すること。
- (2) 受託者は、施設警備を実施し、第三者の安全を確保すること。
- (3) 受託者は、夜間、休日等は、必要に応じて来訪者の対応を行うこと。

7 見学者対応

施設見学については、原則、委託者又はプラザ棟管理者が対応する。ただし、受託者は、施設見学に対し協力するものとする。

8 住民対応

受託者は、常に適切な運転管理を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得ること。なお、住民等による意見等があった場合、委託者との協議の上、対応を図るものとし、受託者が対応した結果については委託者に報告すること。

9 帳票類の管理

受託者は、各組織の運転管理に必要な帳票類を整備し管理運用すること。

10 地元貢献

受託者は、本件施設の運転管理にあたって、地元での雇用や物品調達に十分配慮すること。

第3 運転業務

1 運転管理

受託者は、ごみ焼却施設の各設備を適切に運転し、本件施設の基本性能（第1の4参照）を最大限発揮させること。また、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、経済的運転に努めること。

2 運転準備期間中の対応

運転準備期間中、受託者は既存運転事業者が配置する運転指導員の指導を安全で安定した運転技術の水準に達するまで必要な時間受けることができる。

運転準備期間中においては、運転指導を受けるために必要な費用は全て受託者の負担とする。また、受託者は運転指導期間を経てもなお、安全で安定した運転技術の水準に達しないと判断した場合は、自らの費用負担と責任において運転技術の習熟に努めなければならない。

3 運転条件

受託者は、以下に示す条件を参考に、搬入される廃棄物を滞りなく処理し、施設を適切に運転管理すること。

(1) 年間処理量

参考となる実績年間焼却処理量は、別紙①のとおりである。

(2) 年間運転日数

ごみ焼却施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を滞りなく処理することのできる運転日数とする。

なお、計画年間運転日数は、330日である（運転日数には点検・整備は含めないものとする）。

通常運転で廃棄物の処理が出来ない場合の処理は、受注者の負担で行うこととするが、処理量が大幅増となった場合は、委託者・受注者にて協議を行う。

(3) 運転時間

ごみ焼却施設の運転時間は1日当たり16h/日[立上下（バーナ点火から誘引送風機停止まで）を含む]とする。

運転時間は、原則として事前準備・後片付け等の時間は含まないこととする。

(4) ごみの搬入条件

・月～土曜日、祝祭日：8時30分～17時

・日曜日、1月1日、1月2日、1月3日の搬入はなし。ただし、今後の状況によっては搬入の可能性もある。

（団体清掃ごみを上記以外の時間または日曜日、1月1日、1月2日、1月3日に搬入しなければならない場合は、その前日までに連絡を行う。）

(5) 施設動線

①場内の動線については、委託者の指示する動線を遵守すること。

②緊急時の動線については委託者と協議すること。

(6) 計画ごみ質

ごみ質

項目			ごみ質		
			低質時	基準時	高質時
低位発熱量		(kJ/kg)	6,620	9,460	12,580
		(kcal/kg)	1,581	2,260	3,005
三成分	水分	(%)	53	44	36
	可燃分	(%)	34	47	60
	灰分	(%)	13	9	4
単位体積重量		(t/m ³)	—	0.143	—

4 搬入物の性状分析への協力

分析費用については、委託者の負担とする。受託者においては、委託者の行う性状分析に協力すること。

5 搬入物異物検査

- (1) 本件施設にごみを搬入しようとする者に対して、搬入ごみの性状、形状、内容について、委託者が定める基準を満たしていることを確認すること。
- (2) 正しくごみが分別されていない場合には適切な指導を行う等、搬入される廃棄物について処理不適物の除去及び混入防止に努めること。
- (3) 明らかに搬入基準を満たしていない搬入ごみを確認した場合は、受け入れてはならない。また、その旨を直ちに委託者に報告すること。
- (4) 搬入者への指導又は協議について、明確に記録をとり委託者へ提出すること。
- (5) 搬入されたごみのうち、委託者が資源化を行っているものがあつた場合は、委託者と協議のうえ定められた場所に保管を行い、委託者が搬出するものとする。
- (6) 搬入されたごみに処理不適物があつた場合は、搬入者に持ち帰りさせること。
- (7) 委託者が不定期に行うごみ質及びごみ分別検査に協力すること。

6 プラットホーム内の管理及び施設内誘導

- (1) プラットホーム内は常に清掃し、清潔な環境を維持すること。
- (2) 安全にごみの搬入が行われるように搬入業者に対して施設内の誘導及び指導を行うこと。また、搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。

7 適正処理

- (1) 受託者は、関係法令、本件施設の公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理を行うこと。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。
- (2) 受託者は、ごみ焼却施設より回収される飛灰固化物等が関係法令、公害防止基準等を遵守するように適正に処理すること。

8 適正運転

受託者は、本件施設の運転については、関係法令、公害防止基準等を遵守し運転すること。

9 飛灰固化物、処理残渣、処理不適物の委託者の指定する場所までの運搬

- (1) 受託者は、ごみ焼却施設より発生する飛灰固化物等が関係法令、公害防止基準等を遵守することを定期的に確認すること。
- (2) 受託者は、ごみ焼却施設より発生する飛灰固化物、処理残渣をバンカに貯留すること。
- (3) 受託者は、搬出時の貯留バンカの開閉操作を行うこと。
- (4) 受託者は、焼却処理不適物を一時保管または貯留すること。
- (5) 受託者は、ごみ焼却施設より発生し、バンカ等に貯留された飛灰固化物、処理残渣、処理不適物は受託者の車両にて、委託者が設置し管理している一般廃棄物最終処分場（平良最終処分場又は川満最終処分場）まで運搬し、処分すること。

名 称	位 置
平良最終処分場	宮古島市平良字狩俣 4103 番地の 10
川満最終処分場	宮古島市下地字川満 680 番地の 1

10 搬出物の性状分析への協力

- (1) 受託者は、ごみ焼却施設より搬出される飛灰固化物、処理不適物等の量について計量・管理を行うこと。
- (2) 受託者は、ごみ焼却施設より搬出される飛灰固化物について、委託者が行う性状分析に協力すること。

11 受電

- (1) 受託者は、本件施設の 30 分間最大需要電力計の値が契約電力の値（委託者が沖縄電力株式会社と締結している電力の需給契約に規定）を超えないよう運転を行うこと。このため、必要に応じてリサイクル工場と互いに連絡を取り合うこと。
- (2) 受託者は、沖縄電力株式会社と適切に系統連携を図ること。

12 運転管理体制の整備

- (1) 受託者は、ごみ焼却施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- (2) 受託者は、整備した運転管理体制について委託者に報告し、委託者の承諾を得ること。
- (3) 受託者は、運転管理体制を変更した場合は速やかに委託者に報告し、委託者の承諾を得ること。

Ⅰ 3 運転計画の作成

- (1) 受託者は、委託者と協議の上、計画処理量に基づく本件施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、年間運転計画に基づき、毎月、月間運転計画を作成し、委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、委託者と協議の上、計画を変更すること。

Ⅰ 4 運転管理マニュアルの作成

- (1) 受託者は、本件施設の運転操作等に関して、操作手順、方法等について取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成し、委託者の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、運転管理マニュアルに、故障・事故・災害発生等の緊急時の対応についても定めること。
- (3) 受託者は、委託者の承諾を得て、本件施設の運転状況にあわせ、運転管理マニュアルを随時改善すること。
- (4) 受託者は運転管理マニュアルに基づいた運転管理を実施すること。

Ⅰ 5 運転管理記録の作成及び報告

受託者は、各施設機器の運転データ、電気等の用役データを記録すると共に、分析値、故障・事故及び補修等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成し、委託者に報告すること。

Ⅰ 6 職員への指導・教育

- (1) 受託者は、運転計画、運転管理マニュアル等に基づき、自らの職員を指導・教育すること。
- (2) 受託者は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札等により業務従事者であることを明らかにさせること。
- (3) 受託者は、業務従事者が作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、防じんマスク、作業服、作業靴（安全靴）等を使用し又は着用することを徹底させること。

Ⅰ 7 余熱利用

受託者は、場内熱供給等を効率的かつ安定的に行うこと。

Ⅰ 8 予備品、消耗品等の管理

- (1) 受託者は、予備品、消耗品等の調達計画を作成し、委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、支給された予備品、消耗品等を適切に保管・管理すること。
- (3) 委託者が保有している予備品、消耗品等は、委託者が必要と認めた場合、受託者に無償で貸与する。
- (4) 使用した予備品、消耗品等は、委託者に補充の確認をしてから受託者が適切に補充するものとする。

(5) その他必要な消耗品等は、受託者が調達し費用は委託者が支払うものとする。

19 用役・備品の管理

- (1) 受託者は施設全体の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した用役・備品の調達計画（年間調達計画、月間調達計画）を作成し、委託者の承諾を得ること。
- (2) 委託者は、上記（1）の調達計画に基づき、用役を調達する。
- (3) 委託者は、上記（1）の調達計画に基づき、薬品を調達する。
- (4) 受託者は、委託者が調達した用役・備品を常に安全に保管し、在庫の管理を行い、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

20 門扉の開閉操作

門扉の開閉操作は、受託者が行うこと。

21 受託者の費用負担

業務に必要な以下の物品等は、受託者の負担とする。

- (1) 業務に必要な外線電話等の設備及び維持費
- (2) 業務に必要な事務消耗品、通信運搬費、什器、事務用品等
- (3) 委託者が支給し、貸与する物件以外のその他業務に必要な費用

第4 点検整備業務

1 本件施設の機能維持

受託者は、本件施設の基本性能を業務期間にわたり維持すること。

2 日常点検実施計画の作成

- (1) 受託者は、運転計画に基づき、毎年度、本件施設の運転に支障がなく、効率的に実施できるような日常点検実施計画を策定し、委託者の承諾を得ること。なお、日常点検実施計画の策定にあたっては、以下を考慮すること。
 - ・日常点検は、日々の点検に限定されるものではなく、日次、週次、月次等の点検業務を含む。
- (2) 受配電設備の点検に関しては、施設運転計画との調整を図りながら、委託者と十分協議の上実施すること。
- (3) 受託者は、日常点検実施計画について、日常点検の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書を作成し、委託者の承諾を得ること。
- (4) 受託者は、全ての日常点検について、運転の効率性を考慮し計画すること。

本件施設の点検

項目	概要	作業内容
日常点検	点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の保安全管理を行う。	日常点検、巡回点検、清掃作業、部品交換、簡易な補修、臨機の措置、臨時点検等、故障の原因究明・報告

3 日常点検の実施

- (1) 受託者は、日常点検を毎年度提出する日常点検計画に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合、又は故障が発生するおそれがある場合等は、臨時点検を実施すること。
- (3) 受託者は、日常点検に係る記録を適切に管理し、業務期間中又は委託者との協議による年数保管すること。
- (4) 受託者は、日常点検結果報告書を作成し委託者に提出すること。

4 修繕等

- (1) 受託者は、日常点検作業時により発見した不良箇所や事故故障の発生した破損箇所のうち、設置された機器、貸与した器具、手工具、支給材料等を用いて、修繕内容等について委託者の承諾を得て修繕すること。ただし、緊急を要する場合は、応急措置を行うとともに、委託者に報告し指示を受けなければならない。
- (2) 受託者は、日常点検実施計画等に基づき、本件施設の機能維持及び延命化、また設備トラブルの未然防止を図るため、月例・週例・日常等の点検整備を実施すること。

（３）業務の履行上、受託者及び業務従事者の故意または過失に起因して、施設、設備等に故障、破損、事故等が発生した場合は、直ちにその状況を委託者に報告するとともに、すべて受託者の責任において処理すること。

5 清掃

受託者は、本件施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

軒樋、豎樋、側溝の塵芥を除去し、雨水の流れを良くすること。

特に台風シーズンは屋根のドレンの詰まりに注意し、清掃を行うこと。

6 改良保全

受託者は、改良保全に関する計画を提案し、委託者と協議することができる。

第5 環境管理業務

1 環境保全基準の設定

- (1) 受託者は、公害防止基準、関係法令、「宮古島市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) 受託者は、運転管理に当たり、環境保全基準を遵守すること。
- (3) 受託者は、法改正等により環境保全基準を変更する場合は、委託者と協議すること。

2 環境保全計画の作成・実施

- (1) 受託者は、業務期間中、委託者が地域団体と締結した「公害防止協定書」に定めた自主規制値等の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、委託者の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 受託者は、環境保全基準の遵守状況について、定期的及び必要に応じて適時、委託者に報告すること。

第6 労働安全衛生管理業務

1 労働安全衛生の確保

- (1) 受託者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (2) 受託者は、本件施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (3) 受託者は、安全作業マニュアルを本件施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (4) 受託者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。
- (5) 受託者は、施設内の整理整頓及び清潔の保持に努めること。

2 作業環境管理基準の設定

- (1) 受託者は、本件施設の運営においてダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- (2) 受託者は、運転管理にあたり、作業環境管理基準を遵守すること。
- (3) 受託者は、法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、委託者と協議すること。

3 ダイオキシン類ばく露防止安全作業基準の設定

- (1) 受託者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、運転、点検等の作業の際における作業者のダイオキシン類ばく露防止安全作業基準の設定を行うこと。
- (2) ダイオキシン等の測定等については、委託者の費用で実施するので、受託者は、ダイオキシン類ばく露防止安全作業基準の遵守状況を委託者に報告する。

4 作業環境管理計画の作成・実施

- (1) 受託者は、業務期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し、委託者の承諾を得ること。なお、作業環境測定は委託者が実施するが、作業環境管理計画作成に必要な情報は計画作成に先立ち委託者から提示する。
- (2) 受託者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 受託者は、作業環境管理基準の遵守状況について、定期的及び必要に応じて適時、委託者に報告すること。

第7 情報管理業務

1 運転記録報告

- (1) 受託者は、ごみ搬入量、排出量（最終処分物）、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は委託者と協議の上、決定すること。
- (3) 運転記録報告書及び運転記録関連データは、業務期間又は委託者との協議による年数保管すること。

2 点検・検査結果報告

- (1) 受託者は、点検・検査計画および点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は委託者と協議の上、決定すること。
- (3) 点検・検査結果報告書及び点検・検査関連データは、業務期間又は委託者との協議による年数保管すること。

3 環境管理結果報告

- (1) 受託者は、環境保全計画に基づき実施した環境保全状況を記載した環境管理結果報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は委託者と協議の上、決定すること。
- (3) 環境管理結果報告書及び環境管理関連データは、業務期間又は委託者との協議による年数保管すること。

4 作業環境管理報告

- (1) 受託者は、作業環境管理計画に基づき実施した作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は委託者と協議の上、決定すること。
- (3) 作業環境管理報告書及び作業環境管理関連データは、業務期間又は委託者との協議による年数保管すること。

5 施設情報管理

- (1) 受託者は、本業務の対象施設に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 受託者は、補修、機器更新、改良保全等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、委託者の確認・承認を経て、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 受託者は、本業務の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について委託者と協議の上、決定すること。

6 労務・労災管理

- (1) 受託者は、本件施設の従事者の労務・労災状況について記載した労務・労災管理報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は委託者と協議の上、決定すること。
- (3) 労務・労災管理報告書及び労務・労災管理関連データは、業務期間又は委託者との協議による年数保管すること。

7 その他管理記録報告

- (1) 受託者は、本件施設の設備により管理記録可能な項目、又は受託者が自主的に管理記録する項目で、委託者が要望するその他の管理記録について、管理記録報告書を作成すること。
- (2) 提出頻度・時期・詳細項目については、委託者と別途協議の上、決定すること。
- (3) 委託者が要望する管理記録報告書については、業務期間又は委託者との協議による年数保管すること。

第8 防災管理業務

1 二次災害の防止

受託者は、災害、機器の故障、停電等により本件施設の稼働継続が不可能になった場合においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

2 緊急対応マニュアルの作成

受託者は、緊急時における連絡体制、人身の安全確保、本件施設の安全停止、本件施設の復旧、連絡体制等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、委託者の承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、受託者は作成した緊急対応マニュアルについては、適時訓練等を行い、必要に応じて改善すること。

3 自主防災組織の整備

受託者は、台風、大雨、地震等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自衛消防隊等の自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、委託者等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに委託者に報告すること。

4 防災訓練の実施

受託者は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。

5 事故報告書の作成

受託者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録、緊急対応内容等を委託者に報告すること。報告後、速やかに以後の対応策等を記した事故報告書を作成し、委託者に提出すること。

また、受託者は、委託者が事故発生時に行う官公庁への事故報告等への協力を行うこと。

6 住民説明に対する支援

受託者は、事故等について、住民に説明する必要性が生じた場合には、資料作成等、委託者の住民説明に対する支援を行うこと。なお、必要な場合には委託者の要請に応じて、住民に直接説明を行うこと。

第9 その他関連業務

Ⅰ 保険

ア 委託者は以下の内容の保険に加入する。

- ①建物総合損害共済（社団法人 全国市有物件災害共済会）

イ 受託者は業務期間中、以下の内容の保険に加入し、その証明書を委託者の提出すること。

- ①労災総合保険
- ②受託者賠償責任保険
- ③請負賠償責任保険
- ④施設賠償責任保険

別紙①

参考：実績年間処理量

単位：t/年

年度	処理量
R 4	18,700
R 5	17,706
R 6	12,105

※令和6年については4月～11月までの実績